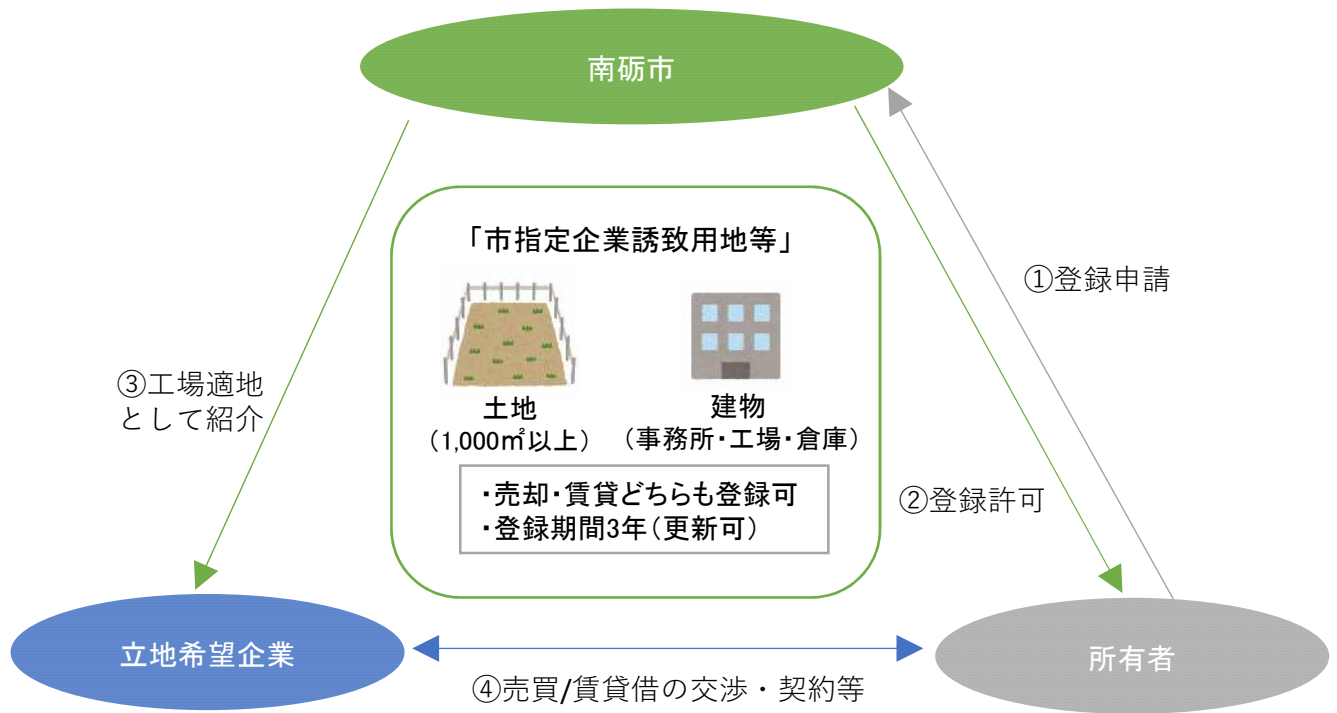


南砺市企業誘致用地等登録制度

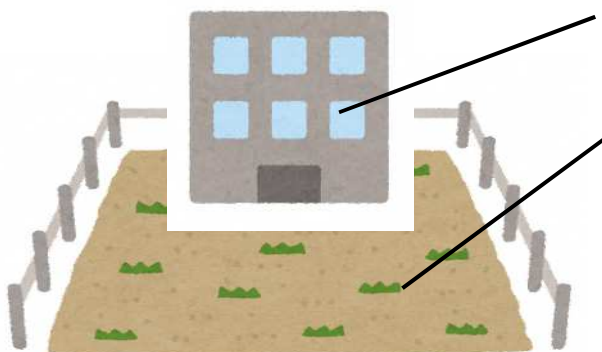
企業立地を促進するため、遊休地等を募集しています！

【制度の流れ】

- ① 遊休地・空き工場等の所有者が市に企業誘致用地等登録申請書(様式1号)を提出する。
- ② 市は「市指定企業誘致用地等」として、土地・建物を登録する。
- ③ 市は①の土地・建物を市ホームページに掲載し、立地検討企業に紹介する。
- ④ 立地希望企業と所有者で直接交渉を行う。
- ⑤ 企業が土地・建物を活用して新たに工場等を設置する。
- ⑥ 設置した工場等が「企業立地振興条例」の助成対象となる場合は、
 - ・建物の取得費に対しては、「企業立地・物流業務施設立地奨励事業」が適用されます。
 - ・土地の取得費に対しては、「公有財産等活用奨励事業」が適用されます。



⑤工場・物流業務施設等の設置



⑥助成措置

建物取得費(企業立地・物流業務施設立地奨励事業)

工場等 <新規・増設> 助成率10%
倉庫等 <新規・増設> 助成率5%

土地取得費(公有財産等活用奨励事業)

助成割合		助成限度額
新規従業員数	助成率	
1~3人	15%	3,000万円
4~9人	20%	7,000万円
10人以上	30%	1億円